

令和5年度南陽市危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時等におけるブロック塀等の倒壊による人身事故を未然に防止し、児童及び生徒をはじめとする通行人の安全を確保するため、避難路等に面するブロック塀等を除却する者に対して市長が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則(昭和42年規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路等 南陽市建築物耐震改修促進計画に定める避難路及び避難所又は避難地をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀(基礎、笠木及び控え壁を含み、門柱を除く。)をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知)において示された「ブロック塀の点検のチェックポイント」に従い、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 危険ブロック塀等 ブロック塀等のうち、避難路等に面し、倒壊時に当該避難路等の利用者に被害を及ぼすおそれがあるもので、その高さ(基礎及び擁壁を含む。)の一部又は全部が1メートル以上、かつ、耐震診断の結果、1項目以上の不適合があるものをいう。
- (5) 除却 危険ブロック塀等の一部又は全部を解体し撤去することをいう。
- (6) 建替 危険ブロック塀等を除却し、従前の位置に新たなブロック塀等設置することをいう。
- (7) 市内建設業者等 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による解体工事業の登録を受け、かつ、南陽市内に本店又は支店を有する建設業者をいう。
- (8) 違反建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条の規定に基づき措置を受けた建築物をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) ブロック塀等の所有者(相続人を含む。)又はその世帯員であること。ただし、所

有者が法人である場合はその代表者であること。

- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 南陽市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 危険ブロック塀等の除却工事であること。
- (2) 当該危険ブロック塀等が違反建築物でないこと。
- (3) 危険ブロック塀等の一部を除却する場合、基礎以外の全てを除却すること。
- (4) 危険ブロック塀等（基礎を除く。）が擁壁を兼ねるものでないこと。
- (5) 鋼製フェンスその他これらに類するもの（以下「鋼製フェンス等」という。）を混用している危険ブロック塀等にあつては、鋼製フェンス等に関する工事を含まないこと。
- (6) 工事は、市内建設業者等が請負し施工するものであること。
- (7) 当該危険ブロック塀等の除却について、他の補助事業及び公共事業による物件移転補償の対象とされたものでないこと。
- (8) 売却を目的とした母屋等の解体工事又は敷地の整地工事の一部として行う危険ブロック塀等の除却工事でないこと。

2 建替の場合は、法令に適合する安全で倒壊の危険がないものを設置するものとし、これに適合しないときは、前項の規定にかかわらず、当該危険ブロック塀等の除却工事は、補助対象工事としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の3分の2に相当する額又は補助対象工事により除却した危険ブロック塀等の延長に1メートル当たり80,000円を乗じた額の3分の2に相当する額のいずれか少ない額とし、40万円を限度とする。

2 補助金額の算定において千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（交付申請）

第6条 規則第5条に基づく補助金の交付申請は、令和5年度南陽市危険ブロック塀等撤去支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 耐震診断結果（ブロック塀の点検のチェックポイント）
- (2) 位置図
- (3) 除却前の平面図及び立面図（一部除却の場合又は建替の場合は、加えて施工後の平面図及び立面図）

- (4) 見積書等の写し
- (5) 着工前写真
- (6) 納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増加
- (2) 補助金の額の20パーセントを超える減少

2 規則第7条第1項第1号ア及びイの規定により市長の承認を受けようとするときは、令和5年度南陽市危険ブロック塀等撤去支援事業変更承認申請書(様式第2号)に、前条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号ウの規定により補助事業の中止又は廃止について承認を受けようとするときは、令和5年度南陽市危険ブロック塀等撤去支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条に基づく補助事業等の実績状況報告は、事業完了日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定した日の属する年度の11月末日のいずれか早い日までに、令和5年度南陽市危険ブロック塀等撤去支援事業実績報告書(様式第4号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又はそれに相当する書類の写し
- (2) 除却後の平面図及び立面図(一部除却の場合又は建替の場合)
- (3) 工事完成(必要に応じ、施工中又は出来形を含む。)写真
- (4) 対象工事に要した費用に係る領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。